

園林文庫藏明治五・六年建白書

——教部省体制と大谷派——

熊野恒陽
上杉義磨

はじめに

真宗総合研究所真宗史料研究班では、一昨年来、枳穀邸内えんしょん燕申堂所蔵の『園林文庫』の史料調査を進めている。この文庫は、主として東本願寺第二十世達如、二十一世嚴如両法主時代の記録が収められているものであり（第十九世乗如上人関係の文書を若干含む）、その内容は幕末から明治期にかけての教団運営に関する公的記録から、法主の私生活を窺うことのできるものまで極めて多岐にわたるものである。

本稿においては、『園林文庫』全体の性格について概観するとともに、所蔵史料のうち既に史料研究班による調査が終了したもののがから、明治初頭のいわゆる教部省体制と称される明治政府の宗教政策と大谷派宗門との関わりを窺うことのできる文書数点についての紹介を行うこととした。

一 『園林文庫』について

『園林文庫』の成立事情に関しては、本学名譽教授柏原祐泉氏による研究会報告「園林文庫の背景について」（一九九二・五・二一報告）が活字化されているため（研究所報二九号所掲）、ここで詳細を繰り返し述べることは避けるが、史料紹

介を行う前提として文庫の全体像について略述しておくことにしたい。

先述の通り、『園林文庫』は幕末から明治にかけての東本願寺宗門に関する様々な文書を収めたものであり、その名称は法主の隠居所たる枳殼邸内の持仏堂「園林堂」にちなんで命名されたものと推定される。本文庫の史料はもと八十四の箱に収められており、総点数はおよそ二〇、〇〇〇点を上回ると思われる。昭和二八年四月二一日、枳殼邸が出火によって殿舎のかなりの部分を焼失したことに伴い、同年九月、当時本学教授であった故藤島達朗氏を中心とするスタッフによつて緊急調査が行われ、『園林文庫調査目録』全二冊が作成された。この目録は今回の調査の基本資料となつているものである。

元来『園林文庫』とは法主の個人蔵書を収めたものであつたらしく、大正四年作成の『園林文庫蔵書目録』（現『園林文庫』所蔵）によれば、歴代法主の聖教手稿本等がその内容となつてゐる。ちなみにこの大正四年作成の目録に掲載されている書籍のうち、主要な部分を占める聖教類は、『園林文庫』を離れて現在大谷大学図書館に所蔵されている。

『園林文庫』が現在のような体裁のものとなつた時期及びその背景となるような事情の詳細については不明であるが、所蔵史料の内容が極めて広い範囲に及んでいるという点に関して柏原氏は先の報告のなかで、枳殼邸自身が、昭和二五年を境に本願寺境内の飛地として公に登録され、翌二六年には大谷派宗門の史跡として指定を受けるというように、それ以前の法主の隠居所という純粹に私的な空間から公的な場所へとその性格が変化したことをその理由の一端として指摘しておられる。

いざれにせよ、本文庫は幕末から明治へと社会全体が大きく揺れ動いた時期における大谷派の宗門の動向や、そのような動搖のなかにあっても変わることなく伝存されてきた様々な仏事・儀式の有り様、また法主をはじめとする宗門要人の思想やひととなりを窺うことのできる貴重な史料を豊富に蔵しており、その調査は単に大谷派の宗門史にとどまらず、広く近世近代仏教史研究の進展に寄与するものであると考えができる。

二 明治五・六年建白書について

『園林文庫』には明治初頭の新政府による宗教統制と大谷派（東本願寺）との関わりを示す文書がいくつか所蔵されているが、ここでそのうちの四点について紹介してみたい。

その四点とは

- ① 「大教正巡化に付き長遊界建言」（整理番号一・五五一・二）、
- ② 「教部省・寺院寮に付き篠塚不着建言書」（同一三）、
- ③ 「末寺教部省所轄の危機に付き白河慈辯・南條文雄建言書」（同一四）、
- ④ 「寺務改正に付き白河慈辯・笠原研壽・南條文雄懇願書」（同一五）、

である（史料は別掲）。

①「大教正巡化に付き長遊界建言」

①は明治五年十一月一八日に提出された教導職最高位の大教正たる法主（嚴如）の巡化を促す建言書である。筆者の長遊界に関する詳細は不明であるが、當時宗門運営の当事者の一員であったと思われる。

教導職とは、国民の精神的教化を目的として明治五年四月に從来の宣教使（明治二年設置）に代わって設置された官職であり、同時に発布された「教則三条（敬神愛國、天理人道の明示、皇上奉戴・朝旨遵守）」の敷衍を主な任務とするものである。この教導職を統括する官庁が同年三月に神祇省に代わって設置された教部省であり、社寺の廃立や神官・僧侶の任命昇叙などの権がここに掌握されることになった。これが「教部省体制」と呼ばれる明治政府の宗教政策である。この政策は、それまで神祇省を中心に進められてきた急激な神道国教化政策の事実上の挫折による是正策であるという

ことができるが、教化のよりどころとなる「教則三条」は明らかに神道主義に則つたものであり、その内実は神道的教説布教への仏教僧侶の動員であると見るべきであろう。この「教部省体制」は、伊地知正治ら左院・薩摩系官僚の主導の下、著しい仏教抑圧・神道重視の傾向を示していたのである。その背景には、明治五年当時の政府自体が岩倉具視らの遺歐米使節団を見送つたいわゆる「留守政府」であり、西郷隆盛を実質上の最高責任者とする薩摩派主導の政府であったということを看過することができない。真宗禁止をはじめとする、近世における薩摩藩の廃仏的性格の影響をここにみることができよう。

史料本文中「今日末寺住職進退ノ權教部省并ニ大小教院ニ在」とあるように、この時期住職任免等の末寺管理権が本山の手を離れて官に掌握されたことが本山（宗門）の危機として意識されていたことが知られる。その際に「本山コノ一権ヲ失フテ僧風釐正スヘカラス宗教維持スヘカラス」と「僧風釐正・宗教維持」の二件が問題とされていることに注目したい。

「僧風釐正」は、幕末以来仏教批判の際に常にあげつらわれてきた僧侶の墮落と関連するものであると同時に、この明治五年当時の状況を反映したものであるということがきよう。

周知の通り、明治初頭、仏教は廢仏毀釈という極めて抑圧された状況におかれていた。その現状を打破し、仏教の復興を図る人々のあいだでしばしば言わたのが「僧弊一洗」ということである。即ち永年体制化された仏教・寺院のなかにあつて墮落し、「遊民」化した僧侶の在り方を正し、僧侶本来の姿を回復させようとする説である。では、この明治五年という時期に、改めて「僧風釐正」が宗門の課題として認識せられているということは、いかなる意味を表すのであろうか。

宗門としては弾圧を回避するという意味で、表立つてこの政府の方針に反発することは不可能である。当然末寺に対しても、体制に恭順の意を示し、旧来の体質を拭い去るよう指導せねばならなかつた。つまり、ここに示されている「僧

「風釐正」とは、教部省体制へ順応することによる宗門維持を表すものであり、法主の巡化というのも、この新たな体制を門末に浸透させることを目的に画策されているものとして理解することができる。

だが、それは単に全面的に教部省体制を受け容れることを意味するものではない。表面上恭順的態度を示すものの、内実は、仏教を度外視して神道一辺倒の方針を探る教部省の宗教政策とは異なる方針、即ち宗門を新たな情況のなかに社会集団として積極的に位置づけてゆくという方向性を模索するものであった。後述する正院（長州系・洋行組官僚）への接近などは、その具体的な現れであるといえるであろう。

このように、ここで言われる「僧風釐正」とは、明治初頭の廢仏毀釈時における「僧弊一洗」とはその質を異にし、多分に政治的な性格を帯びたものであるということを指摘することができるるのである。

「宗教維持」についても、やはり仏教の抑圧状況との関連を指摘することができる。一般社会における廢仏の風潮は収束の方向へ向かっていたとはいえ、以前として社会情勢は仏教に不利なものであつた。キリスト教の流入に伴う「護法」は既に明治初年以来の大きな課題であつたし、いわゆる「開化」の流行も仏教の立場を危うくするものであつた。

この建言書にみられる、法主自らの巡化によって現状を改善しようとする方策は、教部省体制という新たな抑圧状況のなか、末寺僧侶の統括権さえも剥奪された宗門が唯一依存しうる法主の権威を最大限に行使しようとする動きである。「教導ノ職タル人心ヲ和一ナラシムルニ在ルトキハ惟德是用ユヘシ」とあるように、法主の権威、言い換えるならばその個人的資質即ち「徳」によって事態に対処しようとする動きとして理解することができるのである。

② 「教部省・寺院寮に付き篠塚不着建言書」

②は①と同じく明治五年十一月に提出された教部省政策への宗門としての対策について述べた篠塚不着の建言である。筆者の篠塚はこの時期宗門運営の中核にあつた人物の一人である。

冒頭に言う「過日建言」が①の建言書を示すか否かは判然としないが、教部省体制に対処すべく、様々な方面から法主宛に建言が呈されていたことが知られる。この文書には法主自身に対して何らかの方策を講ずるべく決断を促すという、宗門内のかなり緊迫した様子が表されている。「大法主ハ烏帽直衣ニテ皇大神前ニ純粹ノ三條ノ趣意ヲ説ク教部ノ一官員ニシテ」とあるように、ここには法主でさえも一教導職として神道的な教化を行わねばならないという状況に対する慨嘆が述べられ、教化によって民衆との密接な関係を維持してきた真宗が、先述のように教部省によつてその布教の権を奪われたことに対する危機意識が示される。

これに続けて「教部ノ制度」に対する上・中・下三策が提示される。その内容は、政府の寺院統制機構の独立、本末・師弟関係の明文化、仏教的説教の回復である。ここでは、太政官正院に接近することを最良の策とした上で、本山の末寺統括権と自宗独自の布教権を要求事項として挙げている。これらはいずれも教部省体制のなかで、動搖する宗門の状況を示すものである。民衆に対し直接的に語りかけることにより門徒と寺院あるいは本山との緊密な関係を保ち、それによつて宗門の基盤を形成してきた真宗にとっては、他宗に別して自宗教化の停止は格別大きな痛手であったということができるであろう。

さらにここで注目しておきたいのは、「上策」を建言する先が「正院」となつてゐる点である。本来、建言書・建白書等を受け付け、処理するのは左院の職掌である。にもかかわらず、ここで建言書の宛て先が敢えて正院とされているのは、先にも述べた政府部内の事情を反映したものである。正院は明治初頭の太政官制における最高政策決定機関である。つまり、反仏教的（殊に反真宗）な薩摩系官僚によつて主導権が握られている左院ではなく、その頭越しに直接政府の最高官庁である正院と結ぶことで、宗教行政を仏教側（真宗）に有利な方向へと導こうとする宗門の思惑を見て取ることがができるのである。

③「末寺教部省所轄の危機に付き白河慈辯・南條文雄建言書」

④「寺務改正に付き白河慈辯・笠原研壽・南條文雄懇願書」

③、④の史料についてみる前に、当時の東本願寺の宗務機構についてふれておきたい。

本願寺宗政は、従来その俗務が坊官をはじめとする寺侍と呼ばれる在俗の家臣団に委ねられていた。しかしながら、本山と末寺の直結した宗務機構の要請により、こうした在俗者による中間的支配機構は廃されることとなつた。明治四年七月、家士三代以上の者を士族・卒族に加えることで事実上の家臣団の解散が行われ、同年八月、仮寺務所が、十月には寺務所が開設され、ここに従来の坊官制が完全に廃止された。翌明治五年三月には京都府権大参事楨村正直によつて渥美契緑、石川舜台ら五名が東本願寺改正掛に任命され、宗務機構の整備が本格的に開始されることとなる。

明治六年八月には『配紙』紙上に總務大谷光瑩（新門現如）以下の寺務所役員表が発表される（別掲附表参照）。これが最初の整備された機構であるが、この設立には前年九月からこの年の七月にかけて行われた、現如、石川舜台らの歐州教状視察が大きな契機になつてゐるとの指摘がなされている（柏原祐泉氏）。③、④の史料は共にこのときに役員に任命された人物によつて提出されたものである。

③は白河慈辯・南條文雄連署の建言書である。年月日が記されていないが、内容からして明治五年末から六年初頭にかけてのものと推定される。先の篠塚不着（明治六年八月時点で寺務所執事補）の建言と同様、末寺統括権の喪失による本山の形勢を危惧する旨記されている。

本文中、「大法嗣洋行ノ際ニ方リ聰末寺ニ對シ本山ヲ維持シ佛教ヲ持支ヘキノ義被為申残タル直諭書」とあるのは、現如が洋行に出発する際に末寺・門徒にあてた「新門主御申残書」のことである。以下に関係部分を引用しておく。

「余此度朝廷の御趣意を奉體し大法主に代て宗教興隆の爲めに洋行致し候（中略）且つは西洋の風俗を通覽し且は異教の巣穴を看破し候上歸國の心得に候（中略）海外の國々へ渡り苦行致す余の心中能々相察し如何様にも本山の

爲めに粉骨碎身して此の佛教を支持候様頼存候（以下略）」（水谷壽著「明治維新以後に於ける大谷派宗政の変遷」より所引）こうした護法意識に基づく新門の洋行に触発されての寺務改正当事者の意気込みを法主に対し、直に披瀝したのがこの建言である。

④は南條、白河に笠原研壽を加えた三名連署の懇願書であり、早急な寺務改正に対する法主の決断を迫る内容のものである。このような文書が法書が法主へ直に提出される背景としては、これとほぼ時を同じくして大教院の開設、また提出の一ヵ月後にはキリストン禁制の高札撤廃と本山を取り巻く状況が猶予を許さぬものであったということを指摘することができよう。

③、④の史料は若手の宗政機構改革当事者の護法意識に溢れる思想と、廢仏毀釈期を実質で上回る新たな危機的状況打開への意欲を窺わせるものである。また同時に、明治五・六年の本山寺務改革と、教部省体制打破に向けた現如らの洋行との密接な内面的連携を裏付けるものであるということができるであろう。

おわりに

以上のように、ここで紹介した史料は、教部省体制下における明治初頭の廢仏毀釈時をはるかに超える新たな東本願寺の動揺と、その中から生じた本山寺務改革にむけた動きを知る上で重要なものである。從来各宗派本山が行ってきた末寺・僧侶の統括権が教部省に移行することによって起きた混乱は、真宗独特的本山・末寺、あるいは本山・門徒の関係においてはことさらに強い抑圧と抵抗（護法意識）を生じせしめたのであった。こうした時期に、たびたび法主に対して直接様々な建言が呈せられたということは、宗門内における危機意識の強さとそれに伴う活発な議論の様を反映したものである。それと同時にこれらの文書は、從来から指摘がなされていた明治初期の本山寺務改革に関する一連の動きと、明治政府の宗教政策との連関を改めて裏付けるものであるということができよう。また、短期間に建言書が頻発

されていることからは、当時高度の政治的判断を伴う方針の決定に際しての、宗門における最高の権威保持者たる法主の態度や思惑を感じ取ることができる。さらに、改革当事者の建言・懇願書には、後年の仏教学者としての側面のみで評価されがちな南條文雄や笠原研壽の宗政参画者としての姿をみることのできる貴重なものであるということもできよう。

このように、『園林文庫』に蔵されている文書からは、明治初頭のいわゆる「政教関係」に関して、これまで知られていた歴史的事実の間隙を埋めることとなる様々な様々な事実を窺い知ることができます。また所蔵文書のかなりの部分を占める諸法要の記録は、大谷派の儀式のみならず教学思想的な側面の変遷の有り様を示して興味深い。今後、その整理・紹介・分析の作業が進展するに伴って、より多くの事実が明らかになることが期待される。

翻刻史料及び附表

△凡例△

一、紹介史料四点は、全て野紙に記され、史料②のみ一葉二〇行（二四・四×三四・二cm）、その他は一葉一六行（二六・三×三七・三cm）のものが用いられている。翻刻にあたって、改行は原史料にならった。

一、各史料とも包紙に入り、史料②以外は包紙上に提出者の名が記されているが、今はこれを割愛した。

一、闕字、平出に関しては、原史料に従つた。

一、異体字については正字に改めた部分がある。

史料①

建言

本山之所為國家之所為ニ做フテ權ヲ持シ

律ニ依テ諸門末ヲ制馭セント欲スルトキハ特ニ

教導職ノ本色ニ背戾スル而已ナラス

宦省府縣ノ政令ニ枝梧スルノ患ヲ生シ進テハ

朝旨ヲ奉スルコト能ハス退テハ自家ヲ守ルコト

能ハサランカ

曩時末寺住職進退ノ權本山ニ在今日末

寺住職進退ノ權教部省并ニ大小教院ニ在

本山コノ一權ヲ失フテ僧風釐正スヘカラス宗教

維持スヘカラスト本山ノ末寺ニ於ル師長也末

寺ノ本山ニ於ル弟子也師弟ノ名分ヲ正フセハ

教育ノ行レサルコトナシ抑僧風ノ釐正ヤ宗

教ノ維持ヤミナ師長ノ職掌也ソノ職掌

ノ立ツヤ權ヲ以テ論ス可ラス德ヲ以テ論ス

ヘシ

權ハ夏日ノ日ノ如ク畏ルヘク德ハ冬日ノ日ノ如

ク愛スヘシ權德並用テ下ヲ御スルハ宦府

ノ政也教導ノ職タル人心ヲ和一ナラシムルニ

在ルトキハ惟德是用ユヘシ然ルニ德ノ行ハ

ル、人誣ルコトヲ得ス欺クコトヲ得スコレ德ノ中

自ラ威權存スル也

大教正ハ教導ノ宦長ニシテ普ク海内ニ布

教スルノ職ナレハ親自ラ東西ヲ巡化シ又

附属ノ徒弟ヲ鼓吹シテ祖宗ノ良法ヲ弘傳

セシムルトキハ民心必ラス帰趣セン民心ノ帰趣ス

ル所教社ヲ結ヒ相續シテ法義ヲ知ラシメ
ハ本山千歳ニ亘リテ傾動ノ患ナカラシカ
右方今本廣維持ノ大略也其コレヲ施行スル
如キハ筆端何ソ盡サン若シ御垂問アラハ言上
仕度候以上壬申十一月十八日

長遊界上

史料②

謹白過日建言以來 大法主閣下前途ノ
目的恐クハ抜群ノ英斷アラント日夜渴望シ且
不肖某モ亦聊輔佐ノ鄙策ヲ運サント注意罷
在候處已ニ東京ノ來報ヲミルニ本山ヲ始メ天下ノ
寺院今日コソ愈死地ニ臨メリ過日教部ノ制度
ヲミルニ三條ノ趣意ヲ教ユル佛教ノ意ヲ以テ説
ヲ許ルサル、カ故ニ布教傳道ノ中自ラ宗教モ隨
テ弘傳シ民心自ラ 大法主ニ皈向スルノ權ア
リト竊ニ心ヲ此ニ安シ因循罷在候得共最早
佛教ノ意ヲ以テ説教ヲ許サ、ル燭然タリ顯然タリ
正ニ然ラハ宗教何ヲ以テ弘傳セン民心何ヲ以テ皈向

スルノ權アラン宗教弘傳セス民心皈向セス

大法主ノ末路何トナラン曰ク大法主ハ烏帽直

衣ニテ 皇大神前ニ純粹ノ三條ノ趣

意ヲ説ク教部ノ一官員ニシテ毫髮モ佛

教ノ臭氣アルヲ許サ、ルコト秦鏡ヲ懸テ見ルカ
如キ智者ヲ待タスシテ知ル正ニ前件ノ如クナラハ

六百年来聯綿正統ノ 大法主何ヲ以テ

此宗教ヲ維持シ王ハシヤ教部ノ制度ニ違犯

シテ宗教弘傳セシ欲曰ク教部ノ制度ハ

朝令ナリ不可犯某於是反覆シ反覆シテ考ル

ニ此ニ三策アリ三策トハ何ソ曰ク上中下ノ三策ナ

リ

一上策トハ 正院ニ建言シテ教部省ヲ神祇

省ニ復シ更ニ寺院寮ヲ置キテ僧侶ヲ總括スルナ

リ此策聞者不信ト雖モ某聊見ル所アリ

一中策トハ教部ノ制度千變萬化スト雖モ

法主ト末寺ノ僧侶ト師弟ノ名分失ハサルヤウ
確乎不拔ノ規則ヲ立て、之ヲ教部ニ建言對

論ス

一下策トハ三條ノ趣意説教ノ節各宗ノ教法ヲ
以テ説クノ不可變ノ規則ヲ立テ、之ヲ教部ニ
建言對論ス

右三件ノ鄙策アリト雖モ某獨力ヲ以テスルトキ
ハ死用トナリテ一策モ行ハレス苟モ

大法主ノ英斷ニ出テハ恐クハ上

朝廷ニアリテ之ヲ採用スルノ意尋常ナラス下末
徒ノ憤勵スル今ニ十倍セン願クハ進退途ヲ

失フ時ナレハ因循姑息シテ倒レニヨリハ寧口激
發弘興ノ志ヲ振テ倒レハ死シテ泉下ニ

開山聖人ニ面會セハ 聖人恐クハ微笑ゼン

聖人ノ微笑ヲ期スル師タル 閣下死ヲ惜マス

ンハ弟タル某何ソ死ヲ惜ムニ足ラン一死只期ス

所ロ 聖人ノ微笑嗚呼マタ何ヲカ言ハシ

誠惶々々頓首再拜泣血白

壬申十一月二十日 法融寺篠塚不着（花押）

史料③

建言

不肖僕慈辯文雄伏シテ案スルニ本山今日ノ
形勢ヤ危急眞ニ累卵ノ如シ何トナレハ諸
國末寺ノ僧侶盡ク教部省教導職管

事ノ所轄トナラントスコ、ニ於テ本末ノ勢遂

ニ廢滅ニ近シ苟モ有志タル者何ソ坐視ニ

堪ンヤ本山已ニ一萬ノ末寺アリ僧侶モ亦
幾萬ヲ以テ數フ然レトモ是時ニ當リテ鞠躬
盡力スル者五六ニ足ラス加之

大法嗣洋行ノ際ニ方リ總末寺ニ對シ本山

ヲ維持シ佛教ヲ持支ヘキノ義被為申残タル

直諭書ヲモ拝見致シ乍ラ今日ニ至ルマテ一人

ノ奮然來テ本山ヲ輔佐スルヲ見ス嗚乎今ノ

時何ノ時ソヤ是ヲモ忍フヘクンハ孰レヲカ忍フ

ヘカラサラン不肖僕輩仄ニ聞ク

官已ニ小本山ヲ廢シ遂ニ大本山ヲ廢スルノ地ニ
至ラント然ルニ本末ノ情實已ニ潰裂ノ勢ア
リ他ナシ本山ヲ傾倒スルモノハ末寺僧侶ノ懦

弱懶惰ニ出テ必シモ

官命ヲ持タス獅蟲ノ遺誠ノ豈明カナラスヤ
假令教導職管事普ク諸國ノ末寺ヲ管ス

トイヘトモ大本山ヲ廢スルノ

官命未タ出テス一日出テサレハ一日本末ノ分
アリコヽニ於テ奮然末徒ヲ鞭策シ改正ノ情

實ヲ貫徹セスシハアルヘカラス今ヲ失シテ行ハスンハ
噬臍ノ悔來日終ニ免ルヘカラス末徒ノ惰弱實

ニ惡ムヘシトイヘトモ本山若シ此ニ力ヲ竭サヽレハ
何ソ其責ヲ塞ンヤカクノコトキノ急務同志輩

已ニ建言ス不肖僕輩復何ソ尊儼ヲ冒瀆スル

ニ足ラン只管微衷ノ激切ニ堪ヘサルヨリ又文
飾ニ暇アラス聊カ丹心ヲ吐露シテ以テ

大法主閣下ニ呈ス請フ憐察ヲ垂レヨ誠惶

頓首

願生寺男白川慈辯（花押）

憶念寺男南條文雄（花押）

史料④

懇願書

私共昨年夏登庸セラレ寺務改正ノ事ニ

與リ不肖ノ身ニシテ敢テ辭セス今日ニ至ルモノハ
外ニ望ム所アルニ非ス多年治也ノ餘寺務諸事

惡幣ニ赴キ末寺ニ至テ風習性ヲ成シ此分ニテハ
覆亡日ナシ危急此時ヲ甚トス夫レ本山ノ覆

亡ハ真宗ノ廢滅ナレハ關係尤モ大ナリトス人

皆云官家我佛ヲ排スト私共以為ク我宗ノ

惡幣深シ苟モ幣ヲ改メ正ニ帰セハ亦是一有

益ノ物誰カ之ヲ排センヤ故ニ今日ノ急務改

正ヨリ務ムヘキハナシ是以微力ヲ顧ミスコヽニ
從事仕候私共父母アリ老衰ニ及ヒテ保養致

スヘク且ツ博識ヲ事トスル今日ニシテ之ヲ置テ

日夜コヽニ奔走ス人皆指笑シテ好事者トス

或云本山ノ役員ト云ヲ以テ人ニ誇ン為ナリト

或云利ノ為ナリト然レトモ私共敢テ父母ヲ

思ハサランヤ忠孝両全ヲ得サレハ養ヲ姉妹

等ニ託ス本山ノ職役俸給之ヲ利トシ誇ルニ

足ノヤ是亦人ノ見テ知ル所書ヲ讀ミ博ヲ勉
ルハ善カラサルニ非ス然レトモ尚以テ迂ナリトス
唯望ム所ハ前件申ス所ノ如ク急務ノ緩忽ニ
ナス可カラサルモノアリ且

御法嗣護國護法ノ為御洋行被遊御申

残ノ尊僉ヲ受ケ奉レハ人ノ非笑ヲモ顧ミス

今日ニ至リ敢テ倦マス日夜勤之然ルニ昨年來
改正稍進歩スト雖モ今日ニ至テ尚半切ヲモ

奏セサルモノハ何ソヤ唯齟齬矛盾ノ事ノミ多シ
一事ヲ改正セント欲セハ動スレハ 御尊慮ニ契
セス之ヲ強フレハ暴ナルカ如シ之ヲ忽ニスレハ事
進マス事進マサルトキハ之ヲ強サルヲ得ス之ヲ強フ
ルハ不得已ニ出ツ遂ニ之ヲ強テ事進ムト雖モ
尊慮之ヲ快シトシタマハス人却テ云上ニ當ルニ
暴ヲ以テスト鳴乎事不得已ニ出テ、跡暴ニ
似タリ意誠實ニ出テ、 尊慮之ヲ快シトセス
人以テ非笑ス進ンテ尊慮ヲ安ソシ成功ヲ得ル
コトナク退テ人ノ惡ミヲ免レス私共不肖亦此貳ニ
与ル実ニ堪ヘサル所アリ進退無道唯辭職ノ

一路アリトイヘトモモトヨリ身僉ヲ擲棄シテ
護法スル心ナレハ退テ安ニ就クニ意ナシ仰テ
察スルニ

大法主ニオカセラレテモ宗教維持ノ思召ヨリ
外被為有間敷候而其間相齟齬スルモノハ
何ソヤ他ナシ上下情相通セサレハナリ願クハ
私共ノ微衷御照察被為有 御尊慮ノ

程御申下ヶ被為遊度伏而奉懇願候以上

願生寺男白川慈辯（花押）

明治六年一月廿二日 惠林寺男笠原研壽（花押）

憶念寺男南條文雄（花押）

附表 明治六年 寺務所役員

總務

大谷光瑩

執事補

篠塚不著

同

法融寺住職

改正掛兼議事

本誓寺前住職

改正掛兼視察

円覚寺前住職

改正掛兼議事翻訳局掛

願隆寺住職

永順寺前住職

小早川大船

石川舜台

議事	稱揚寺住職	福田覺城
度支長	等觀寺住職	阿部慧行
副視察	願生寺住職男	白川慈弁
掌儀	惠林寺住職男	笠原研寿
同	憶念寺住職男	南条文雄
同助勤兼幹事少視察	福念寺住職	金浦正弘
勸學所掛兼度支副長助勤	空樂寺住職從兄	桜井周照
掌儀補	直覚寺住職	経塚寿慶
同副長兼少視察	常福寺前住職	長沢祐言
幹事	常願寺住職	仁科周諦
同兼謁者	德遊寺住職	朽木唱覺
謁者	聖興寺住職	中野巖洗
少視察	教恩寺住職	辻 祐祥
納戶方	善久寺住職	谷 了然
西福寺住職	寂靜寺前住職	稻垣了岸
長休寺住職	渡辺智順	川那辺証空
真敬寺住職	大淵湛了	
同副長		
記室長		
同		
同		
同		

記室

大念寺住職 新河頴遵

(柏原祐泉『近代大谷派の教団』より所引)

※本紹介は、一九九三（平成五）年度「指定研究」（委託研究）真宗史料研究の一環としてなされたものである。尚、史料翻刻は熊野が、解説文は上杉がそれぞれ担当した。